

第116号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。